

家庭児童相談員（会計年度任用職員）募集要項

項 目	内 容
1 職名	家庭児童相談員（会計年度任用職員）
2 募集人数	1 名
3 任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号
4 任用期間	採用日から令和 8 年 3 月 31 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和 8 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。（業務上の必要がなくなった場合、予算の減少・法令の改正等により廃職又は減員する場合等）
5 勤務職場	こども未来部 こども家庭課（市役所本庁舎内での出張相談あり） 住所：草加市松原 1-3-1 子育て支援センター内（東武スカイツリーライン獨協大学前<草加松原>駅西口徒歩 3 分）
6 職務内容	・養育、しつけ、虐待、発達上の相談等 18 歳未満の子どもと家族に関わる相談及び電話、家庭訪問、面談等での支援 ・関係機関との電話対応、課題解決や支援方法を考えていくための会議への出席 ・相談等の記録作成 ・市内外で開催される子育て支援に関する研修への参加
7 応募資格・求められる能力	・次の①、②のいずれかに該当する人。 ① 学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学もしくは社会学を履修する学科、またはこれに相当する課程を修めて卒業した人。 ② 児童相談業務に 1 年以上の経験を有する人。 ・パソコン（Excel、Word 等）の基本的な操作能力を有し、迅速に業務を遂行することができること。 ・窓口や電話対応において、丁寧・誠実な接遇を行うことができること。 ・上司や同僚に適切に報告・連絡・相談を行うことができること。 ・服務規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むことができること。 ・自分の業務を理解し、責任感をもって一生懸命業務に取り組むことができること。
8 勤務時間	週 31 時間勤務（週 4 日勤務） ・月曜日から金曜日：8 時 30 分から 17 時 15 分まで ・所定勤務時間を超える勤務の有無 有（業務の必要上やむを得ない場合）
9 勤務しない日	・週休日（日曜日及び土曜日）（振替：無） ・国民の祝日に関する法律による休日 ・年末年始の休日（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）
10 休憩時間	60 分
11 休暇等	次に掲げる休暇を取得できます。 (1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇が付与されます。 (2) 公民権の行使、慶弔休暇、産前・産後休暇などの特別休暇等があります。（※有給休暇と無給休暇があります。）
12 給料額	時給 1,392 円 ・地域手当に相当する報酬を含みます。

	・常勤職員と同様に通勤手当相当報酬を別途支給 ・一定の要件を満たす場合、期末手当・勤勉手当を支給 ・原則として月の1日から末日までの期間分を翌月の21日に口座振込により支給
13 社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険加入 有
14 応募方法等	申込書類を下記問い合わせ先に郵送又は持参してください。 申込書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、申込書類は返却しません。 (1) 申込書類 会計年度任用職員申込書 (2) 申込期間 随時受付 ※ 持参の場合は申込期間の平日の8時30分から17時15分まで ※ 任用期間が重なる他の会計年度任用職員募集への併願はご遠慮ください。
15 選考方法	・書類選考及び面接選考 ・面接の日時については、申込者本人宛てに別途連絡します。 ・選考の結果については、申込者本人宛てに別途通知します。
16 問い合わせ	下記担当宛てにお問い合わせください。 草加市役所こども未来部こども家庭課（子育て支援センター内） 住所：〒340-0041 草加市松原 1-3-1 電話： 048-941-6791 担当：麻尾 八田

※ 法改正等に伴う制度変更により、年度途中であっても、給与、勤務条件及び加入する社会保険制度が変更となる場合があります。